

事務連絡
令和3年11月10日

各都道府県消防防災主管課 }
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消防庁予防課

火災予防関係手続における電子申請等の導入に向けた今後の対応
に関する留意事項について（情報提供）

平素から消防行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

火災予防関係手続における電子申請の導入については、「消防関係法令に基づく書面規制、押印、対面規制の見直し及び手続のオンライン化について（通知）」（令和2年12月25日付け消防総第812号消防庁次長通知。以下「オンライン化通知」という。）により通知したとおり、「火災予防分野における各種手続の電子申請等の導入に向けた検討会」（以下「電子申請等検討会」という。）における議論や複数の消防本部における実証実験を踏まえ、令和3年中に、マイナポータル・ぴったりサービスを利用した火災予防分野における電子申請等の標準モデル（以下「標準モデル」という。）を構築し、その後速やかに導入を促進していくこととしています。

さらに、先般公表された「令和4年度総務省所管予算概算要求の概要」及び「次なる時代を切り拓く活力ある地域社会の実現（総務省重点施策2022）－重点施策集－」においては、消防庁として、標準モデル対応の電子申請等の普及を促進するため、アドバイザー（以下「導入支援アドバイザー」という。）による導入支援を実施する方針を示しています。

こうした状況を踏まえ、下記のとおり、今後の火災予防関係手続のオンライン化の取組に係る留意事項等を整理しましたので、東京消防庁・政令指定都市消防本部におかれましては、この留意事項を参考としてオンライン化の取組を一層加速させ、必要な予算措置等を検討いただく際の参考としていただくとともに、各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

記

- 1 電子メール、電子申請システム等による申請、届出等の受付について
オンライン化通知の「2 電子メール等による申請について」において示したとおり、消防関係法令の規定に基づき各消防本部に対し提出することとされている申請書、届出書等が、電子メールや電子申請システム等によって提出が可能となっている場合にはその旨を周知・広報することが適当であることから、各消防本部のホームページ等において適切な案内をされたいこと。
- 2 消防庁における検討状況及びその成果の公表予定について
消防庁では、標準モデルの構築に取り組んでおり、電子申請等検討会及び5つの消防本部における実証実験を通じた検討の結果を「標準モデル報告書（仮称）」及び「電子申請等導入マニュアル（仮称）」（以下「導入マニュアル等」という。）として令和3年中に取りまとめ、別途通知する予定であること（別添1）。
- 3 標準モデルの対象手続及びマイナポータル・ぴったりサービスの利用について
各消防本部におかれては、導入マニュアル等や以下に示す事項を踏まえ、標準モデル対応の電子申請等の導入を積極的に検討されたいこと。なお、各消防本部において独自の電子申請システム等を構築する場合にあっても、マイナポータル・ぴったりサービス上に当該電子申請システム等へのリンクを設定するなど、国民の利便性向上の観点から、マイナポータル・ぴったりサービスを各消防本部に対する一元的な申請窓口として活用していただきたいこと。
 - (1) 標準モデル構築の対象としている手続様式は、①消防計画作成（変更）届出、②防火・防災管理者選任（解任）届出、③全体についての消防計画作成（変更）届出、④防火対象物点検結果報告、⑤統括防火・防災管理者選任（解任）届出、⑥自衛消防組織設置（変更）届出、⑦消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出、⑧消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告、⑨工事整備対象設備等着工届出、⑩防災管理点検結果報告の10様式（19手続）であること。
 - (2) マイナポータル・ぴったりサービスは、市町村共通の電子申請基盤であり、利用するためのアカウントは既に全ての地方公共団体に割り当てられていること。
 - (3) マイナポータル・ぴったりサービスを利用して電子申請等を受け付けるためには、L G W A N 接続端末が必要となること。このため、標準モデル

対応の電子申請等の導入を検討している消防本部におかれては、必要に応じてL G W A N接続端末等の整備経費について予算措置等を検討されたいこと。

- (4) 標準モデル対応の電子申請等を受け付けるための入力フォームについては、消防庁とデジタル庁とが連携して令和3年中にプリセット（申請情報の事前入力）を完了する予定であるため、各消防本部における入力フォームの新規作成は不要であり、原則としてサービス登録（受け付ける手続の内容を予めマイナポータルに登録すること）のみ必要となること。
- (5) マイナポータル・ぴったりサービスの利用に当たり、デジタル庁が地方公共団体向けに提供しているぴったりサービス申請データダウンロード機能（マイナポータル申請管理）を利用する場合には、追加的な利用料は原則として発生しないこと。なお、L G W A N－A S Pを利用してぴったりサービスを経由した電子申請等を受け付けている部署が既にある際には契約変更等の対応が必要になる場合があること。

4 アドバイザーによる導入支援措置

消防庁では、令和4年度概算要求において、システム設定等の支援を行う導入支援アドバイザーに係る経費（別添2、3）を要求していることから、標準モデル対応の電子申請等の導入を検討している消防本部におかれては、当該支援措置の活用を検討されたいこと。

（問い合わせ先）

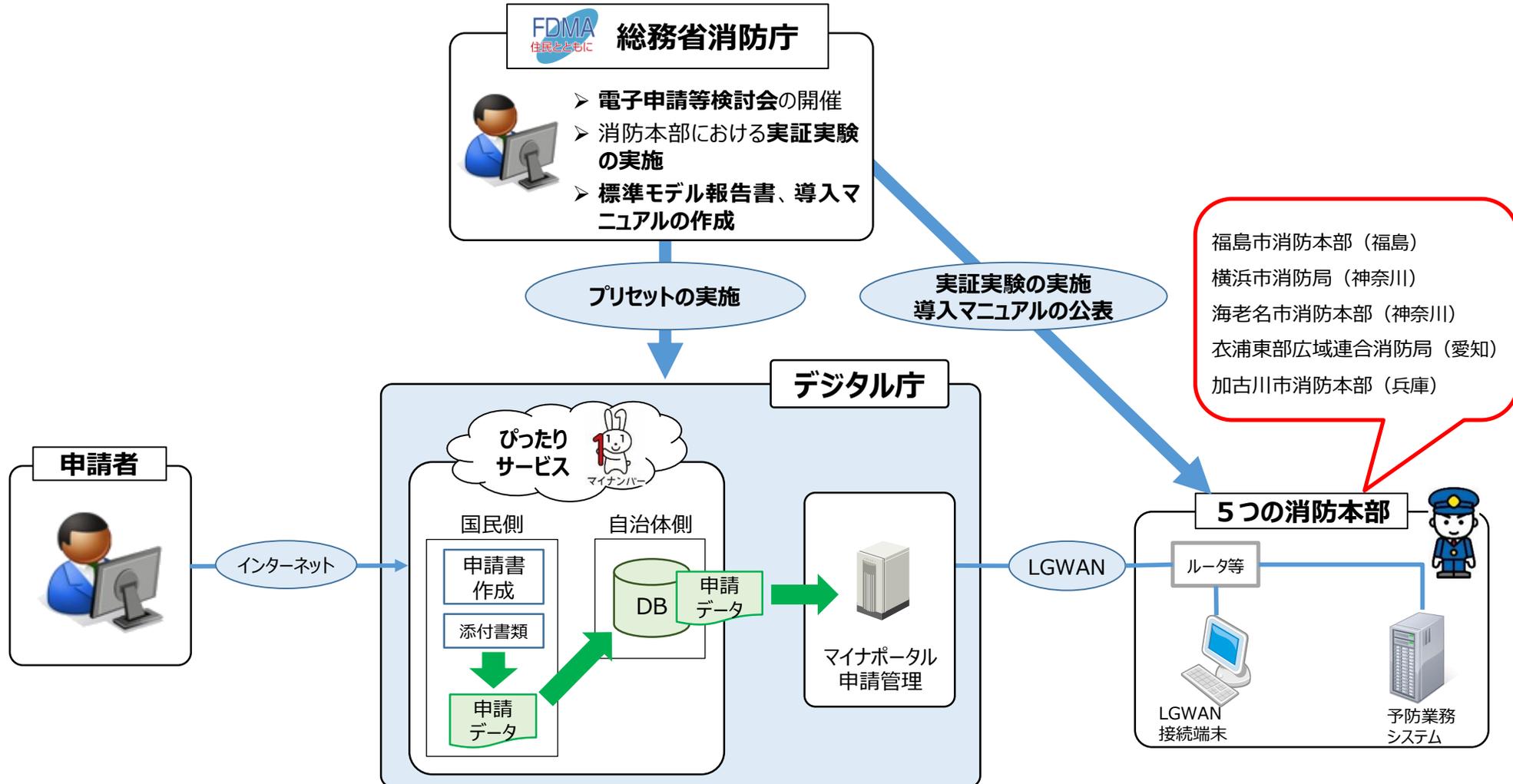
消防庁予防課

担当：桑折、中村、藤原

TEL 03-5253-7523

FAX 03-5253-7533

- 防火管理者選任届や防火対象物点検報告など、各消防本部に対する火災予防分野の各種手続は、主に書面の提出により行われてきた。
- 消防庁では、検討会を開催して業務フローや標準様式を検討するとともに、複数の消防本部で実証実験を行うことにより、**市町村共通の電子申請基盤であるマイナポータル・ぴったりサービスを活用した、火災予防分野における電子申請等の標準モデルを構築し、令和3年中に導入マニュアルを取りまとめて公表する予定。**



I デジタル変革（DX）の加速とグリーン社会の実現

9

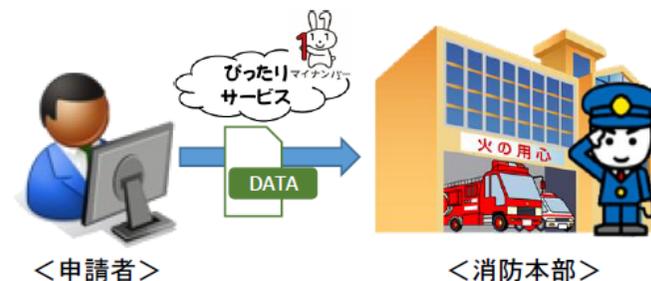
2 デジタル・ガバメントの推進

[3] 消防防災分野のDXの推進

（1）消防防災分野のDXの推進

- 令和3年度に標準モデルを構築した、火災予防分野における防火管理者選任届や防火対象物点検報告などの各種手続の電子申請等の普及を促進するため、アドバイザーによる導入支援を実施。

【予算】 火災予防分野における各種手続の電子申請等の推進に要する経費
0.6億円（2年度3次補正 0.8億円）



- 令和3年中に構築した標準モデル対応の電子申請等を導入する消防本部に対する支援措置として、令和4年度概算要求においてシステム設定等を支援するためのアドバイザーに係る経費を要求しており、消防本部における速やかな電子申請等の導入を促進する。

【導入検討に当たってのポイント】

- マイナポータル・ぴったりサービスやマイナポータル申請管理など国の既存システムを利用して電子申請等を受け付けるだけであれば、消防本部におけるシステム構築等は原則不要 (LGWAN接続端末は必要)。
- マイナポータル・ぴったりサービスを利用するためのアカウントは全地方公共団体に割り当て済み。

